

高知県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立幼稚園等特別支援教育費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 県は、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）における特別支援教育の振興を図るため、心身に障害のある幼児（以下「心身障害児」という。）の就園する私立幼稚園等を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定 義)

第3条 この要綱において「心身障害児」とは、別表第1に該当する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、次の各号のいずれかに該当し、教育上特別な配慮が必要なものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている幼児
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている幼児
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律134号）に規定する特別児童扶養手当の支給の対象となる幼児（所得制限等のため支給が停止されている場合を含む。）
- (4) 医療機関、児童相談所、保健所、児童福祉施設（療育福祉センター等）又は市町村等が設置する専門機関（教育研究所等）において、心身に障害があると判断された幼児

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、学校法人立私立幼稚園等における経常的経費であって、次の各号に掲げるもののうち、心身障害児の教育のために必要な経費とする。

- (1) 人件費（退職金支出及び役員報酬を除く。）
- (2) 教育管理経費（教育研究経費及び管理経費）
- (3) 設備費（車両支出除く。）

(補助金の額)

第5条 交付する補助金額は定額とし、補助金の交付を受けようとする年度の5月1日又は10月1日現在において在園する心身障害児の数に県が別表第2に定める単価に乗じて得た額以内の額とする。

(補助事業者の責務)

第6条 補助事業者は、補助の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について十分に努力しなければならない。

- (1) 特別支援教育の実施に必要な教職員の確保及び施設設備の整備改善を行うこと。
- (2) 心身障害児の保護者から徴する授業料等の納付金の額を、他の在園児の場合より高額にしないこと。
- (3) 心身障害児を担当する教職員には、障害児教育の研修に努めさせるとともに、他の教職員にも協力が得られるよう配慮すること。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式とし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 次のア又はイのいずれかの書類
 - ア 県税事務所が発行する「納税証明書」(発行後、3月以内のものに限る。)
 - イ 県税完納情報の提供に係る同意書及び法人代表者の本人確認書類の写し

(交付の決定)

第8条 高知県教育長(以下「教育長」という。)は、前条の申請が適当であると認めるときは、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

2 教育長は、事業実施主体が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業について、交付決定を受けた補助金の額の増額及び20パーセントを超える減額が生じる場合には、速やかに教育長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに教育長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、重要な器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数を経過するまで、教育長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を件に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団又は暴力団員等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11) 県税の滞納がないこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認めて別に付する条件

- 2 前項第 1 号又は第 3 号の規定により承認を受けようとするときは、別記第 2 号様式による補助金（変更・中止・廃止）承認申請書を教育長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第 10 条 補助金は、教育長が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 3 号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告の様式は、別記第 4 号様式とし、事業完了後 1 か月以内又は 3 月 31 日までのいずれか早い日まで、なお、これにより難しい場合は、翌年度 4 月 10 日までに、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

- 2 補助事業者は、第 9 条第 1 項第 9 号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第 9 条第 1 項第 9 号ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除

税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(遂行状況の報告)

第12条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成20年4月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第11条第3項、第13条及び第15条の規定は同日以降もその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 6 月 2 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 9 月 2 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 28 年 11 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 29 年 9 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 30 年 10 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和元年 10 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 7 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設		類型	対象
幼稚園（認定こども園を除く。）			在園児
幼稚園型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項による認定を受けた幼稚園	単独型 （※1）	1号認定子ども及び 2号認定子ども
		接続型 （※2）	1号認定子ども及び 2号認定子ども
		並列型 （※3）	1号認定子ども
幼保連携型認定こども園	認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園	旧接続型 （※4）	1号認号子ども及び 2号認定子ども
		旧並列型 （※5）	1号認定子ども
	平成27年4月1日以降に、認定こども園法第17条第1項による設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園		1号認定子ども

※1 単独型とは、認定こども園法第3条第2項第1号に規定する幼稚園をさす。

※2 接続型とは、認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設をさす。

※3 並列型とは、認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設をさす。

※4 旧接続型とは、認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園のうち、旧認定こども園（※6）法第3条第4項第1号ロの連携施設をさす。

※5 旧並列型とは、認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園のうち、旧認定こども園法第3条第4項第1号イの連携施設をさす。

※6 旧認定こども園法とは、認定こども園法の施行の際現に存する改正前の認定こども園をさす。

別表第2（第5条関係）

心身障害児1人あたりの単価

5月1日又は10月1日現在において在園	392,000円
5月1日及び10月1日現在において在園	784,000円

別表第3（第8条、第9条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事、その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。